## 【参考】マル横・設備資金 車両購入可否一覧

車種	使用目的	
	自家用	事業用
普通自動車	(例:3ナンパー車)	<ul><li>(例:1ナンバー車、緑ナンバー車、わナンバー車)</li></ul>
小型自動車	(例:5ナンパー車)	(例:4ナンバー車、緑ナンバ 一車、わナンバー車)
軽自動車	0	0
原動機付自転車	0	0
大型特殊自動車	_	0

〇・・・購入可能

×・・・購入不可

※設備資金の資金使途が事業用の普通自動車・小型自動車の購入である場合は、申請時に その自動車が事業に専従するものであることが分かる書類の写しをご提出ください。 なお、提出書類にて事業への専従が確認できない場合は、別途、対象自動車の車検証写し や写真の提出を求める場合がございます。